

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月13日

照会部署名 草津年金事務所厚生年金適用調査課

照会担当者 一般職 小林 通正

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 [REDACTED]

(案件)

(受付番号)	報酬の範囲について
No. 2010-27	

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

事業所が被保険者（従業員）に支給している「株奨励金」が報酬に含まれるかどうかを教授願います。

- 「株奨励金」は毎月1口1,000円で社員全体で購入する株に対して出資した従業員に対し、毎月1口50円が奨励金として支給されるとのこと。ストックオプションや配当金ではない。

労務の対価として受け取るものではないので、報酬には含まれないと解釈しますがよろしいでしょうか。

(回答)

自社株投資会の奨励金（いわゆる持ち株奨励金）は、自社株投資会への加入が被保険者の自由意思に基づくものである限り、原則として、報酬には含まないこととなる。

しかしながら、自社株投資会への加入は被保険者の自由意思による制度としながらも、実態的にはほとんどの被保険者が加入しているような場合においては、過去の労働と将来の労働とを含めた労働の対価として支給されるものと認められるため、報酬に含むこととなる。

回答日 平成22年1月26日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上